

2 選挙運動

選挙が公正に行われるよう、 選挙運動には一定のルールがあります。

選挙運動は、各候補者の人物の政見、政党の政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。しかし無制限な選挙運動を認めると、その選挙が候補者の財力などによって歪められるおそれがあります。そこで選挙の公正・公平を確保するために、一定のルールが設けられています。





① 立候補

② 選挙運動

③ 選挙運動の方法

④ 選挙運動の費用

⑤ 選挙時の政治活動

⑥ 投票区と開票区

⑦ 投票

⑧ 開票

⑨ 当選人の決定

データ

⑩ 選挙違反とその罰則

⑪ 寄附の禁止

⑫ 選挙に関する争訟

データ

選挙運動ができる期間は、「公職選挙法」により定められています。

選挙運動の期間

立候補届が受理された時から、投票日前日までです。この期間中も、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。届出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ、禁止されています。また投票日の選挙運動が禁止されていることにも注意してください。

立候補届が受理された時点

投票日前日の午後12時

(選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は午後8時)

選挙運動の期間

○ 立候補届出前でもできること

- 立候補の準備
(政党の公認を求める行為、立候補の瀬踏行為など)
- 選挙運動の準備
(選挙事務所等の借入れ内交渉、立札や看板、ポスター等の作成など)

✕ 立候補届出前にはできないこと

- 投票の依頼。また、投票の依頼と認められる行為。

○ 投票日でもできる選挙運動

- 選挙ポスターなどを前日のまま貼っておくこと。

良街キャスターの

なるほど!選挙③ Naruhodo!

「公正さを保つため、国家公務員など選挙運動ができない人もいます。」

選挙運動は誰でも行えますが、職務や地位の影響を考慮して、次の人は例外的に禁止されています。

〈選挙運動ができない者〉

- 選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長など)
- 未成年者
- 特定公務員(中央選挙管理会、選挙管理委員会などの委員や職員、裁判

官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏および徴税の吏員)

●選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

また公務員や公庫などの役職員、教育者なども、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されるなどの制限があります。

